

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860



2

極秘

事務長より 参事長

安全保障問題に關し大臣より總理に

協議願ふこと事項

三六二七 米保

一 自衛隊と在日米軍の基本關係について

の安保條約は我國に自衛力の存しむ時期

に作成されたものであつて、現状は、自衛隊

と日本及其の附近に駐留する權利を有

する米軍が、事實上並存するに過おらず、其の

向う協力關係を規定する日本間の約束
は存しない。
四 安保條約を改訂し米軍の日本防衛
義務を規定せんとするも、其の場合日本
國は相互防衛方式を條件とするから、
此の方法は協力關係を規定するにハ
現実的でない。

い、在日米軍は既に陸上戦闘部隊の
撤退を了し、空母軍も更に縮小退
却にある事実ありとも。又現実には
防空組織運営に於ては自衛隊と在
日米軍が事実上共同作業に従事し
居る事実ありとも。両者の協力の基本
関係に付両政府間には何等かの
外務省

明確にし置くことが望ましい。
二、而して現行條約の範囲内への
とせば自衛隊と在日米軍は夫々の國
内領土の限るのみ、日本地域の安全
をため協力するものなことを交換に文書
方法で両政府間に確認し、具体的措置
は防衛庁と在日米軍の間で取極め
外務省

ることによる等の方法が考へらるるが、斯る措置を執る様半側と詰合ふべきや否や日英の取高決定に俟つ所のあり。

二、核兵器問題について

核兵器問題に關し日英間の最も憂慮すべき不一致が存する。因合等と於ける従来の政府の態度に對しは半側口一切

沈黙を守つていゝが例へば、配備日装備を含むが故に核兵器持込は安全保障委員会協議事項なりと云ふ説明も半側は協議義務として承認してはいない。半側は「核兵器持込を認めない方針がある」と云ふ政府の態度に付一切沈黙を守つていゝが自由陣營の輿論が改則

に於てモアシアト於ても核兵器の使
用を前提として居るニシテ (2) 米軍自身
の自衛のため核兵器の使用を前提して
居るニシテ 等々にして 米國は米軍を日本
に置く限り、乃至日米共同安全保
障体制を続ける限り、核兵器を日本
に持ち込ませない義務として居る事ニシテ也

拒否するを得ない。現状から一歩進んで
例へば国会が核非武装決議をかし或い
は政府が米側から右の如き約束を取付
けんとするならば、安全保障の維持
はむしろかゝることなる。

い他方此の問題に關するに国会内外に於ける
野党及左翼勢力の攻勢は激化する

るものとする。想はふるが、前記(1)の事情並下
 に核兵器の進歩に依り、小型の戦術的
 核兵器も防護を必要とする。事実に鑑み、核兵
 器の防護に就ては、野党及左翼勢力の
 攻勢を現在の^{程度}に^{限る}ことが必要である。
 (1)此の問題は、自派と他派との間に
 置くべきや否やは、進歩的核兵器持込を

協議すべき事項が承認事項とする。様話
 合をかすメヤ否やは、總理の判断に
 依り、所望がある。尚、其の場合、仲絶
 断は、半面は何等の約束をなすことを
 拒むべからうが、此の点日併せし認識
 が必要がある。